

令和8年度 東京都の農業支援策

東京都では、農業経営に意欲的に取り組まれている農業者の方を支援するため、様々な施策を実施しております。

本パンフレットでは、農業者の皆様にご活用いただける補助事業等を掲載しておりますので、是非ご活用ください。



農地を貸したい **1**

機械や施設を整備したい **2**
3
4
5
6

7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

経営を安定させたい

新しく農業を始めたい **23**
24

販売力を強化したい **25**
26

都民と協働して農業をやりたい **27**
28

安全・安心の農業を実践したい **29**
30
31
32
33



農地を貸したい！

① 長期の貸し付けを奨励します

詳細は
東京都農業会議ホームページを
ご参照ください→



事業名 農地長期貸借促進奨励事業

事業内容	都内の優良農地を保全するとともに、新規就農者や経営規模拡大志向農家等担い手が安心して営農できるよう、借り手へ10年以上（生産緑地については、2年含む）の農地の賃借権等を設定した場合、貸し手に対して奨励金を交付します。
対象者	都内に農地を所有し、以下のいずれかに該当する方※ ①都市農地貸借円滑化法第4条に基づく新規の賃貸借契約（貸借期間10年以上又は2年）を締結した生産緑地の貸付人 ②農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく新規の賃借権等を設定（貸借期間10年以上）した農地の貸付人 ※農地の借り手や交付対象に一定の要件があります。
奨励金単価 (1,000㎡あたり)	○生産緑地：①10年以上の農地の賃借権の設定：120万円 ②2年の農地の賃借権の設定：20万円 ○市街化区域外農地：10年以上の農地の賃借権等の設定：農業振興地域内農用地：40万円 左記以外：20万円
お問合せ先	一般社団法人東京都農業会議 TEL：03-3370-7146



機械・施設・農地を整備したい！

② 都市的地域の農業振興を支援します

詳細は
東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください→



事業名 東京農業経営強靱化事業

事業内容	東京農業をけん引する認定農業者等の意欲ある経営体に対して、生産性の高い農業を展開するための施設整備や農業機械の導入を支援し、東京農業を魅力ある産業に育成する。		
対象者	都市的地域の区市町、JA等、認定農業者、認定新規就農者等		
補助対象経費	農業生産振興、流通販売促進施設等の施設整備費等		
補助率	原則として1/2以内	補助上限	原則として50,000千円
補助金の流れ	区市町経由		
お問合せ先	産業労働局農林水産部農業振興課農業振興担当 TEL：03-5000-7189		

③ 山村、島しょ地域の農業振興を支援します

詳細は
東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください→



事業名 東京都山村・離島振興施設整備事業

事業内容	農業生産及び流通に必要な施設等の整備を通じて、山村、島しょ地域の農業の振興を図る。		
対象者	山村・離島の市町村、JA等、営農集団等		
補助対象経費	農業生産振興、流通販売促進施設等の施設整備費等		
補助率	3/4以内	補助上限	原則として補助対象経費50,000千円
補助金の流れ	市町村経由		
お問合せ先	産業労働局農林水産部農業振興課農業振興担当 TEL：03-5000-7189		

④ 農業参入、規模拡大を図りたい法人の方

事業名 東京農業法人育成支援事業

事業内容	都内の農業振興地域または地域計画策定区域において、新たに農地を借りる等して農業経営を開始または規模拡大を図る法人等を対象に、農業経営を展開するための施設整備等に要する経費を助成。		
対象者	規模拡大を図る法人、法人との連携を図る市町村		
補助対象経費	計画策定、基盤整備、施設整備、機器導入等に要する経費		
補助率	1/2～4/5以内（農地面積等の条件により変動）		
補助上限	800,000千円	補助金の流れ	市町村経由
お問合せ先	産業労働局農林水産部農業振興課農業振興担当 TEL：03-5000-7189		

⑤ 比較的低額な施設整備、機器類、資材等の導入を望む方

詳細は
JA東京中央会ホームページを
ご参照ください→



事業名 持続可能な東京農業支援事業

(①新規就農者初期投資支援、②スマート農業実装化支援、
③環境配慮型農業への転換促進、④暑熱対策推進、⑤農作業省力化)

事業内容	営農開始から経営発展まで、多方面から農業者を総合的に支援することで「持続可能な東京農業」の実現を目指す。		
対象者	原則として認定農業者または認定新規就農者、特例としてGAP認証者または東京都エコ農産物認証生産者		
補助対象経費	施設整備、機器類、資材等		
補助率	①3/4以内、②2/3以内、③1/2以内、④2/3以内、⑤1/2以内		
補助上限	補助対象経費として①②5,000千円、③④⑤2,000千円	補助金の流れ	JA東京中央会経由
お問合せ先	JA東京中央会 都市農業支援部 TEL：042-528-1371		

⑥ 農地を増やし、残したい方

詳細は
東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください→



事業名 未来に残す東京の農地プロジェクト

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地等から農地を創出する取組や、遊休農地や低利用農地等を再生する取組を支援します。 ・防災用農業用井戸や農業飛散防止施設、簡易直売所等の整備を支援し、農地の多面的機能の強化を図ります。 			
支援型	主な補助対象者	補助対象	補助率（都）	補助上限
①農地創出型	創出予定地を所有する農業者及び農地所有適格法人、区市町村	現況非農地から農地創出する取組を支援する。	2/3以内	なし
②農地再生型	農業者 認定新規就農者	遊休農地や条件が悪く貸借が進まない農地の再生利用するための整備、また後継者の就農に伴う作目転換を促進するための整備を支援する。	2/3以内 認定新規就農者 3/4以内	なし
③生活環境型	保全農地を所有する農業者、区市町村	農業飛散防止施設、農地からの土壌流出等を防止する施設、簡易直売所、市民農園などの施設整備を支援する。	3/4以内	なし
④防災安全型	保全農地を所有する農業者など	防災兼用農業用井戸などの農地が持つ防災機能を向上するための施設整備を支援する。	3/4以内	なし
お問合せ先	お住まいの自治体にお問い合わせください。 担当：産業労働局農林水産部農業振興課土地改良計画担当 TEL：03-5000-7192			

⑦ 経営を安定させたい！

詳細は
東京都農業共済組合ホームページを
ご参照ください→



事業名 収入保険加入推進支援事業

事業内容	農業経営を取り巻くリスクが多様化かつ深刻化する状況を踏まえ、農業経営のセーフティネットである収入保険への加入をより一層推し進めるため、農業者の初年度負担額の一部を助成します。		
対象者	都内に住所を有し、新たに収入保険に加入する個人又は法人		
補助対象経費	収入保険に加入した初年度の被保険者が負担する掛捨て保険料		
補助率	1/2以内		
補助上限	予算の範囲内	補助金の流れ	東京都農業共済組合経由
お問合せ先	東京都農業共済組合 TEL：042-381-7111		

8 生産緑地を貸借し、体験農園等を開設したい方

詳細は
小金井市観光まち
おこし協会ホームページを
ご参照ください→



事業名 生産緑地を活用した体験農園等普及事業

事業内容	生産緑地の貸借制度を活用し、都市農地保全と多世代・地域交流の活性化などを促す体験農園等を開設する区市や企業等を支援します。
対象者	都内自治体、法人、個人事業主
体験農園に関する情報発信	都が先行して開設したモデル農園「わくわく都民農園小金井」の取組を紹介
支援内容	(1) 生産緑地を貸借し、体験農園の開設を検討する自治体や事業者からの相談やアドバイザーの派遣 (2) 補助金による支援
補助対象経費	①整備に関する費用（パイプハウスの設置、コンサルタント費用等） ②運営に関する費用（人件費、PR用チラシ等）
補助率	① 1/2 以内 ② [1 年目] 2/3 以内、[2 年目] 1/2 以内、[3 年目] 1/3 以内
補助上限	① 1,000 万円 ② [1 年目] 1,000 万円、[2 年目] 750 万円、[3 年目] 500 万円
お問合せ先	一般社団法人小金井市観光まちおこし協会 TEL：042-208-3413

9 体験農園の運営をサポートする人材を活用したい方

詳細は
小金井市観光まち
おこし協会ホームページを
ご参照ください→



事業名 体験農園等修了生の人材活用事業

事業内容	体験農園の運営に必要な人材を確保したい事業者に対して、わくわく都民農園小金井のセミナー農園修了生とのマッチングを行い、サポート人材を派遣し、農園運営を支援します。
対象者	体験農園等の主催者・運営者
支援方法	専用スマートフォンアプリ「体験農園マッチングナビ」にてユーザ登録フォームより必要事項を入力、申込み
お問合せ先	一般社団法人小金井市観光まちおこし協会 TEL：042-208-3413

10 農業体験農園を開設したい方

詳細は
東京都農業会議ホームページを
ご参照ください→



事業名 農業体験農園の開設支援事業

事業内容	体験農園の設置が少ない地域への開設を目的に、都内の農業者、区市町村等に対し、体験農園に関する普及啓発、設置を希望する農業者等への相談・講師派遣を行うことで、体験農園の開設を促進します。
対象者	都内農業者、都内自治体等
体験農園に関する情報発信	HP、動画、パンフレット等による農家開設型の農業体験農園の特徴、設置に関連する各種制度の紹介、関連する都事業等の紹介の実施
開設支援	(1) 農業体験農園の開設に向けた講座や相談会の実施 (2) 希望者に対し、講師派遣による相談業務や現地指導を実施
お問合せ先	一般社団法人東京都農業会議 TEL：03-3370-7145

11 企業等向け農業ビジネスへの転換を目指す方

事業名 企業等における農的活動に向けた農業ビジネス支援事業

事業内容	農地の保全や農業者等の所得向上を図るため、企業等における農的活動ニーズに応じたサービスを提供する農業ビジネスへの転換の際に必要な経費の一部を補助します。
対象者	都内農場運営者
支援内容	(1) 転換に向けた提供サービス・整備内容等に関するアドバイス (2) 補助金による支援 (3) 農場開設後のマッチング支援
補助対象経費	①農場整備に要する費用、②農場運営に要する費用
補助率	① 2/3 以内 ② [1 年目] 2/3 以内、[2 年目] 1/2 以内、[3 年目] 1/3 以内
上限額	① 1,000 万円 ② [1 年目] 1,000 万円、[2 年目] 750 万円、[3 年目] 500 万円
補助金の流れ	東京都より直接補助
お問合せ先	産業労働局農林水産部農業振興課都市型農業創出担当 TEL：03-5000-8024

12 クラウドファンディングを活用した取組を支援します

事業名 クラウドファンディングを活用した東京農業支援事業

事業内容	農業者等の農業に対する想いや取組を広く発信し、資金調達や顧客獲得につなげるため、クラウドファンディング活用の際に必要な経費の一部を補助します。		
対象者	都内農業者等		
支援内容	(1) クラウドファンディング活用に向けたアドバイス (2) 補助金による支援		
補助対象経費	クラウドファンディング活用の際に必要な手数料等		
補助率	2/3 以内	補助上限額	100 万円
補助金の流れ	東京都より直接補助		
お問合せ先	産業労働局農林水産部農業振興課都市型農業創出担当 TEL : 03-5000-8024		

13 ボランティアを活用したい方

詳細は「とうきょう援農ボランティア」WEB サイトをご参照ください→



事業名 東京広域援農ボランティア事業

事業内容	人手不足の農業者と、援農活動を希望するボランティアを専用 Web サイトでマッチングし、農業者には労働力を、ボランティアには農的体験の機会を提供します。		
対象者	①都内の農地にて農業を営む農業者 ②スマートフォン、パソコン等から専用 Web サイトにログインし、募集情報の掲載、応募者の管理ができること		
支援内容	広域援農ボランティアの派遣		
申込方法	専用 Web サイト「とうきょう援農ボランティア」農家登録フォームより必要事項を入力、申込み https://www.agrivolunteer-tokyo.jp/farmer/form/add		
お問合せ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業支援課 TEL : 042-528-1357		

14 農家の子育て応援します

詳細は東京都農林水産振興財団ホームページをご参照ください→



事業名 農業者出産・育児期支援事業

事業内容	農業者等が出産・育児等により就業困難になる、あるいは働き続けながら子の養育を行う際に、代替人材の確保に必要な経費の一部を補助します。		
対象者	都内認定農業者、認定新規就農者等、家族経営協定を締結して経営上役割を持っている農業者		
補助対象経費	休業期間中に必要となる業務を代替する人員を雇用する経費		
補助率	1/2 以内	補助上限額	1 回の出産につき 100 万円
お問合せ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業支援課 TEL : 042-528-1357		

15 経営相談したい方、法人化を考えている方

詳細は専用ホームページをご参照ください→



事業名 農業経営相談窓口事業

事業内容	都内での農業参入を希望する企業等法人や、法人化しようとする農業経営体などに対する相談窓口を設置し、法人化や経営継承、経営改善等のための、法律相談、税務相談などの農業経営相談を受け付けます。		
対象者	都内に農地の権利を有する農業者・法人 ほか		
相談料	無料		
支援内容	○1 回の相談時間は、120 分を限度とします。 ○1 経営体あたり 2 相談事項まで。各項目について各々 3 回を限度とします。 ○法人関係の相談の場合は、回数制限はありません。	(対応時間) ○電話相談 ○オンライン相談 月～金曜日 9 時～17 時 ※土曜、日曜、祝日及び年末年始(12/29～1/3 は休み)	
お問合せ先	一般社団法人東京都農業会議 TEL : 03-3370-7146		

16 雇用を増やしたい方

詳細は
東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください▶



事業名 雇用就農推進事業

事業内容	都内で新たに農業参入又は規模拡大により新たな人材を雇用した方に対し、雇用就農者の研修に要する経費の一部を助成します。		
対象者	都内で新たに農業参入し雇用就農者を雇用又は規模拡大により雇用就農を拡大し、雇用就農資金（国庫事業）の承認を受けた農業経営体		
補助対象経費	新規雇用就農者の研修に要する経費	補助率	10/10 以内
補助上限	雇用就農資金（国庫事業）の交付開始1年目 60万円、同2年目 40万円、同3年目 20万円		
補助金の流れ	一般社団法人東京都農業会議経由		
お問合せ先	産業労働局農林水産部農業振興課普及担当 TEL：03-5000-7185 一般社団法人東京都農業会議 TEL：03-3370-7146		

17 農繁期など短期間だけ労働力を確保したい

事業名 農業スポットワーク活用促進事業

事業内容	人手不足の解消に向け、農業におけるスポットワーク活用を促進するため、農業者に対し、制度の説明や、利用促進のための奨励金を交付します。		
対象者	スポットワーク専用のマッチングサービスを通じてスポットワーカーを雇用した農業者		
補助対象経費	スポットワーカーを延べ5回雇用した方に奨励金を交付	補助額	10,000円（定額）
お問合せ先	産業労働局農林水産部農業振興課普及担当 TEL：03-5000-7185 一般社団法人東京都農業会議 TEL：03-3370-7146		

18 トウキョウ X 一緒に増やしませんか

事業名 TOKYO X ブランド強化支援

事業内容	トウキョウ X のブランド力の更なる強化、販売力の向上を図るとともに生産基盤強化を進めるため、生産拡大に向けた経費の一部を補助します。		
対象者	①生産者ブランド確立への取組支援、②種豚導入費の補助、③オールアウト費の補助、④お試し肥育支援		
補助対象経費	①販売・PRのための販売促進費・出荷調整費、②種豚導入費、③種豚導入時の畜舎衛生管理費 ④初めて飼養繁殖して生まれた子豚の育成・肥育に係る指定飼料代		
補助率	① 4/5 以内、②既存農家 2/3 以内・新規農家 4/5 以内、③ 10/10 以内、④ 4/5 以内		
お問合せ先	産業労働局農業振興事務所振興課 TEL：042-548-4868		

19 酪農ヘルパーの利用と機械の導入をする方

事業名 畜産経営基盤強化支援事業

事業内容	都市畜産を継続していく上で、省力化の推進による労働負担の軽減、畜産環境の整備及び経営の持続性確保は喫緊の課題となっているため、以下の補助事業を実施します。				
事業項目	事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助率（都）	補助金の流れ
①酪農省力化推進補助	酪農ヘルパー制度を活用した労働省力化推進のため、酪農ヘルパー利用料金の一部を補助する	都内に居住しておりかつ、家畜の飼養場所及び事業実施場所が都内にある者	酪農ヘルパー利用料金	1/3 以内	事業実施主体経由
②東京畜産リース事業	畜産経営の継続性を確保するため、リース事業を活用し、生産性向上、省力化、畜産環境整備に関わる施設等の導入に係る経費を補助する	都内に居住しておりかつ、家畜の飼養場所及び事業実施場所が都内にある者	機械装置等及び機械装置等を使用するときに必要となる簡便な設備等の貸付契約に要する費用	2/3 以内	事業実施主体経由
お問合せ先	<酪農省力化推進補助> 産業労働局農林水産部農業振興課畜産振興担当 TEL：03-5000-7191 <東京畜産リース事業> 産業労働局農業振興事務所振興課 TEL：042-548-4868				

20 飼料の購入をしている方

詳細は
東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください▶



事業名 配合飼料価格高騰緊急対策事業

事業内容	飼料等の価格上昇により影響を受ける畜産農家の負担を減らすため、国が飼料価格高騰対策として実施する“配合飼料価格安定制度”において畜産農家が負担する積立金の補助を実施します。		
対象者	令和8年4月1日現在、配合飼料価格安定制度に加入している東京都内在住の畜産経営者		
補助対象経費	配合飼料価格安定制度にて負担している積立金	補助額	4/5 以内
お問合せ先	産業労働局農林水産部農業振興課畜産振興担当 TEL：03-5000-7191		

21 粗飼料の国産化を進めたい方

詳細は
東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください→



事業名 国産粗飼料流通円滑化支援事業

事業内容	粗飼料等の価格上昇により影響を受ける都内酪農家及び肉用牛農家の負担を軽減し、酪農・肉用牛経営の持続可能性を高めていくために、国産粗飼料の円滑化に関する事業を実施する団体に対して補助を行います。		
対象者	農業団体等		
補助対象経費	国産粗飼料の輸送等に係る経費、自給粗飼料を作付けする際の種子購入費、本事業で導入した国産粗飼料の成分分析に係る経費等		
補助率	4/5以内	補助金の流れ	事業実施主体へ交付
お問合せ先	産業労働局農林水産部農業振興課畜産振興担当 TEL：03-5000-7191		

22 畜産経営を始めたい方、経営継承をお考えの方

事業名 畜産経営継続支援事業

事業内容	畜産経営の事業継承を円滑に進めるため、①事業継承のための土地・建物の現況確認に要する経費、②畜舎等の小規模改修に係る経費など、経営継承に要する経費の一部を補助します。		
対象者	畜産経営体		
補助対象経費	①事業継承のための土地・建物の現況確認に要する経費 ②畜舎等の小規模改修に係る経費		
補助率	① 1/2 以内、② 3/4 以内	補助金の流れ	事業実施主体へ交付
お問合せ先	産業労働局農業振興事務所振興課 TEL：042-548-4868		



新しく農業を始めたい！



23 なりたて農家の方

事業名 新規就農者育成総合対策

詳細は
東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください→



事業内容	次世代を担う農業者となることを志向し、新たに農業経営を開始した方(経営開始3年目まで)に、資金を交付します。また、就農のために移住した方に移住支援金を交付します。		
対象者	①経営開始資金：「地域計画(目標地図)」に位置づけられている又は農地中間管理機構から農地を借り受けている方 ②都市地域農業経営開始資金：所有権又は利用権を有している農地が市街化区域内農地のみである方 ③新規就農者移住支援：農外から新規就農するために移住した者及び就農のための研修を受けるために移住し新規就農した方		
主な交付要件	(経営開始資金、都市地域農業経営開始資金、新規就農者移住支援共通) ①独立・自営就農就時の年齢が50歳未満であること ②認定新規就農者であること ③前年の世帯全体の所得600万円以下であること(世帯全体とは、本人及び同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母)		
補助率	定額	補助上限	経営開始資金、都市地域農業経営開始資金：年間最大165万円、最長3年間 新規就農者移住支援：単身で移住した方30万円、世帯で移住した方50万円 (移住先が島しょの場合は1.5倍)
補助金の流れ	区市町村経由		
お問合せ先	産業労働局農林水産部農業振興課普及担当 TEL：03-5000-7185		

24 農業技術を学びたい方

事業名 担い手確保育成及び女性就農支援事業

詳細は
東京都農林水産振興財団ホームページを
ご参照ください→



事業内容	指導農業士を講師とする4種類の研修を実施し、就農促進や就農後の定着支援を図っています。		
研修名	対象者	研修内容	
農業体験研修(5日以内)	・都内で新規参入就農を希望の方	農作業体験を通じて農業経営の適性等を確認する(野菜の収穫、収穫調整など)	
雇用就農研修(5~10日程度)	・都内農業法人への就職を希望する方等	農作業体験を通じて農業就職の適応性を判断したり、就職後のイメージを膨らませる	
農業技術研修(20日程度)	・都内での就農準備中の方 ・就農後おおむね5年以内の農業者	農家として一連の流れを学ぶ(栽培管理技術、出荷調整技術、販売方法など)	
営農力育成研修(60日程度)	・都内の農地を継承された方 ・働きながら就農に向けて学びたい方	経営に必要な知識や栽培技術を習得する 特定の品目に特化し、播種から収穫まで継続的に扱う	
お問合せ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業支援課 TEL：042-528-1357		



販売力を強化したい！



25 ブランド化と高値販売にチャレンジしたい方

詳細は「チャレンジ農業支援センター」Webサイトを
ご参照ください→



事業名 チャレンジ農業支援事業

事業内容	経営改善にチャレンジする意欲ある農業者等に対して、新たな取組を支援するため、ブランディングや経営分析などの専門家を派遣し、農業経営の多角化・改善に向けた取組への助成を一体的に行います。また、販路開拓ナビゲータ派遣やプラットフォームを運営し、販路開拓を支援します。		
対象者	(1) 都内で農業を営む農業者（就農が確実な者も含む） (2) 都内で農業を営む農業者が構成するグループや団体		
支援内容	(1) 経営上の課題等の相談 (2) 課題に応じた専門家の派遣 認定農業者等による先進的で計画的な取組については、複数の専門家によるプロジェクトチームにより支援 (3) 販路開拓ナビゲータの派遣、プラットフォーム運営 (4) 助成金による支援（専門家のアドバイスに基づく農業経営の多角化・改善に向けた支援）		
助成対象経費	都内産農産物の販売促進（PR用チラシ、看板等デザイン費、HP製作費等）、都内産農産物の商品開発（農産物加工品の開発・試作費等）		
補助金の流れ	2/3以内	助成対象経費	1件あたり30万円～500万円
お問合せ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 チャレンジ農業支援センター TEL：042-524-3191		

26 生産・出荷・販売の競争力を強化したい方

詳細は東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください→



事業名 農園芸作物の生産販売力強化支援事業

事業内容	生産、輸送の共同化、販売、農産品のPR等を共同又は、協力して行っている地域や団体に対して、生産・出荷・販売力の強化のための新たな取組に対して支援します。（畜産物・施設整備は対象外）		
対象者	都内の生産者団体・グループ、区市町村		
補助率	1/2以内（山村地域・島しょ地域は2/3以内）	補助対象事業費	1件あたり30万円～200万円
お問合せ先	産業労働局農林水産部農業振興課園芸緑化担当 TEL：03-5000-7190		



都民と協働して農業をやりたい！



27 新たな農的活動を支援します

事業名 新たな農的活動支援事業

事業内容	空地や屋上等を活用し、新たに農的活動を行う企業・団体等を支援するため、農的活動に関する準備、整備及び運営の取組に必要な経費の一部を補助します。		
対象者	民間企業・団体等		
補助対象経費	①農園開園前の準備に関する調査・設計・調整費等、②農園の整備に関する工事費等 ③農園開園後の運営に関する光熱水費・広報費等		
補助率	① 2/3以内、② 2/3以内、③ [1年目] 2/3以内、[2年目] 1/2以内、[3年目] 1/3以内		
補助上限	① 500万円、② 2,000万円、③ [1年目] 1,000万円、[2年目] 750万円、[3年目] 500万円		
補助金の流れ	事業実施主体へ交付		
お問合せ先	産業労働局農林水産部農業振興課都市型農業創出担当 TEL：03-5000-8024		

28 田んぼの協働交流活動を支援します

詳細は東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください→



事業名 東京の田んぼ復活プロジェクト

事業内容	後継者不足等により年々減少する東京の田んぼを保全活用するため、田植え・稲刈り等、都民との交流活動や用水路を都民と協働して保安全管理する取組に必要な経費の一部を補助します。		
対象者	農業者グループ、団体等		
補助対象経費	①事前調整・協働計画策定経費等 ②田んぼでの農業体験などの交流活動や用水路の保安全管理に関する経費		
補助率	①、②とも定額	補助期間	3年間
補助上限	① 50万円 ② [1年目] 250万円、[2年目] 200万円、[3年目] 150万円		
補助金の流れ	事業実施主体へ交付		
お問合せ先	産業労働局農林水産部農業振興課都市型農業創出担当 TEL：03-5000-8024		



安全・安心の農業を実践したい！



29 畑を中型獣から守りたい方

詳細は
東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください



事業名 農作物獣害防止対策事業

事業内容	中型獣（アライグマ、ハクビシン等）の被害低減のために、農家等が生態を理解し、電気柵等の侵入防止施設を自ら設置できるようにする獣害対策講座等を開講します。また、受講者が在住する JA 管内の農業者に対し、電気柵等を導入する場合に補助をします。 農作物獣害防止地域リーダー及びサポーター養成講座は、年 2 期開講		
補助対象経費	侵入防止柵の導入経費（補助率：2/3 以内、3人以上で導入する場合は 3/4 以内）		
お問合せ先	産業労働局農林水産部食料安全課	TEL：03-5000-7213	農業振興事務所振興課 TEL：042-548-4867

30 堆肥を購入したい方や袋詰めをしたい方

詳細は
JA 東京中央会ホームページを
ご参照ください



事業名 有機質肥料利用促進事業

事業内容	耕種農家が土壌診断を受けた結果、必要となる化学肥料の施肥量の一部を堆肥等の有機物資材で代替する場合や堆肥等の散布機械類を導入する場合の購入費用、また、畜産農家が堆肥袋詰め機等を導入する場合の購入経費を補助します。		
対象者	土壌診断を実施して、化学肥料の代わりに堆肥等を使用する農家、堆肥を製造・販売する畜産農家		
補助対象経費	①土壌診断、②堆肥（ペレット堆肥を含む）、動物の排泄物及び有機質肥料、③緑肥の種子、④緑肥の栽培及びすき込むための機械類（ハンマーナイフモア、鎮圧用ローラー等）、⑤堆肥散布機の導入、⑥堆肥の袋詰め機等 ※土壌診断のみの利用はできません。		
補助率	2/3 以内（ただし①は 10/10 以内、②から⑤はエコ農産物の新規認証取得者に限り 3/4 以内、⑥は畜産農家対象）		
お問合せ先	産業労働局農林水産部食料安全課	TEL：03-5000-7213	東京都農業協同組合中央会 TEL：042-528-1375

31 東京都エコ農産物の生産・販売力をアップしたい方

詳細は
JA 東京中央会ホームページを
ご参照ください



事業名 エシカル × アグリプロモーション事業

事業内容	東京都エコ農産物の PR のために販売専門店を都心に設置します。また、化学合成農薬に頼らない防除資材の導入やエコ農産物認証マーク付きの出荷資材の導入を支援します。さらに新規認証者及び新規に認証品目を拡大した認証者を対象に、新規認証品目の種苗の導入を支援します。		
補助対象	①認証マーク付きの出荷資材の導入、②新規認証品目の種苗導入、③化学合成農薬に頼らない防除資材の導入		
補助率	①は 2/3 以内、②と③は 1/2 以内		
お問合せ先	産業労働局農林水産部食料安全課	TEL：03-5000-7213	東京都農業協同組合中央会 TEL：042-528-1375

32 新東京都 GAP 認証取得にチャレンジしたい方

詳細は
東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください



事業名 新東京都 GAP 推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）

事業内容	新東京都 GAP 認証取得の推進及び、認証取得・維持に必要な設備等の経費の一部を支援します。		
対象者	新東京都 GAP 認証を取得した農業者、新東京都 GAP 認証取得に向け普及指導員や JA 営農指導員から指導を受けている農業者、東京都 GAP の認証を取得した農業者		
補助対象経費	施設の整備、備品等の購入、専門家による助言や指導、分析の実施等 ※東京都 GAP 認証取得の場合は一部補助対象外の事業項目があります。		
補助率	認証取得・維持に必要な設備等の補助は 1/2 以内		
お問合せ先	産業労働局農林水産部食料安全課	TEL：03-5000-7213	農業振興事務所振興課 TEL：042-548-5052

33 有機 JAS 認証等の取得にチャレンジしたい方

詳細は東京都農林水産
振興財団ホームページを
ご参照ください



事業名 農林水産物認証取得支援事業（有機 JAS 等の認証取得・維持に必要な費用の補助）

事業内容	農産物の民間認証（有機 JAS、GLOBALG.A.P. 及び JGAP）の取得及び認証取得者の認証維持等に係る費用を支援します。		
対象者	都内で農産物の民間認証（有機 JAS、GLOBALG.A.P. 及び JGAP）を取得した農業者・生産団体、及び取得しようとする農業者・生産団体		
補助対象経費	①認証取得に要する費用、②認証維持に要する更新費用	補助率	1/2 以内
お問合せ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 地産地消推進課 TEL：042-528-0510		

お問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第一本庁舎 21 階
東京都産業労働局農林水産部農業振興課 電話：03-5320-4831

登録番号：8(25)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。